Intellectual Global Foundation for Research and Scholarship Cabinet No.6

インテレクチュアル・キャビネット april ● ○ 1999

特集●公共事業改革「

日本の公共事業の問題点

金本良嗣

無駄で割高な公共工事を阻止するためには 費用便益分析の義務づけと 官公需法を撤廃して地元業者保護政策の廃止が必要だ

公共事業と地方

宮脇 淳

所得再配分的性格を中心とした 地域と公共事業のかかわり方を抜本的に見直し 「地域の価値を引き出す社会資本」へ転換することが必要だ

公共事業評価のあり方

森杉壽芳

審査対象事業の抽出方法などに課題は残るが 今回の公共事業再評価の試みは 説明責任 情報開示という点で一歩前進したと評価したい

『Intellectual Cabinet』とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策イシューを斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多元的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。 (毎月1日・15日発行)

公共事業改革

Intellectual Cabinet No. 6



の公共事業の問題点

全本良扁 東京大学大学院経済学研究科・空間情報科学研究センター教授 かねもと・よしつぐ

日本の公共事業にはさまざまな問題があるが、ここでは以下の2つを取り上げる。第 一は、無駄なものを作っていないかという点である。しばらく前に、ほとんど利用され ない農道空港や利用漁船数が著しく少ない漁港などをマスコミが取り上げたことがある。 これらの極端な例も阻止できない日本の政治行政システムは絶望的ですらある。第二は、 公共工事の発注にかかわる問題である。談合、官民癒着、地元業者保護政策等によって 工事が割高になっているのではないかという問題である。

費用便益分析の実施スケジュールを 早めなければならない

無駄な公共事業を行なわせないようにするためには、費用便益分析(より一般的には、 費用対効果分析)を義務づけることが有効である。公共事業については、すべての欧米 先進国でプロジェクト評価とその結果の公表が行なわれており、遅ればせながら日本に おいても、1996年12月に行政改革委員会が提出した「行政関与の在り方に関する基準」 において、費用便益分析の義務づけが提言された。これを受けて、1997年12月5日に は、国が行なうすべての新規公共事業について費用対効果分析を行なわなければならな いという指示が総理大臣から出された。

公共事業関係省(農林水産省・運輸省・建設省)では、費用便益分析を行なうための 取り組みがなされているが、実施のタイム・スケジュールにばらつきがあり、すべての 評価が出揃うにはかなりの時間がかかりそうである。現在の最大の課題は、実施の時期 を早め、社会資本整備に関する全体的な姿を、なるべく早く国民の前に明らかにするこ とである。

これに対して、評価手法の開発に時間がかかる等の言い訳をするケースもある。しか し、欧米諸国ではかなり以前からプロジェクト評価が実施されており、評価手法はすで に成熟している。新しい評価手法を開発するのではなく、基本的には今ある手法を組み 合わせてやっていくのだから、開発を口実に実施時期を遅らせることは間違っている。

費用便益分析の実施については、さらにいくつかの課題がある。第一は、評価の公開 性・透明性である。すでに、国道事業や河川事業では費用便益分析結果が公表されてい るが、記者発表資料として記者クラブに置かれるだけで、その存在すらほとんど知られ ていない。インターネット等での公表が必要である。また、公開されるのは評価結果お よび評価マニュアルの概要だけであり、第三者が評価結果を検証できる状態ではない。 第三者が検証できるだけのデータを公表する必要がある。

省庁横断的なガイドラインを設定し、 各省庁の評価結果を横並びに評価する第三者機関が必要

第二に、費用便益分析に関するガイドラインの設定である。現在は、各省別にガイド ラインが設定され、各事業ごとに評価マニュアルが作られつつある。しかし、全省庁に またがる統一的なものを作成する動きはないようである。イギリスやアメリカでは全省 庁的なガイドライン(イギリスのグリーンブック、アメリカのOMBガイドラインCircular No. A-94)が存在している。公共事業実施省庁が作成するガイドラインは、どうし

[費用便益分析]

政府支出の効率化を図る目的で開 発された分析手法。外部効果など も取り入れて、投入した費用 (cost) と得られる便益 (benefit) を測定・対比し、どの方法がもっと も効率的かを決定する。(『経済辞 典』有斐閣)

[費用便益分析の実施に際しての 課題]

- ①評価の公開性・透明性
- ②費用便益分析に関するガイドラ インの設定
- ③省庁横断的な第三者機関による費 用対効果分析の収集・比較検討

無駄な公共工事を行なわせないようにするためには 費用便益分析を義務づけることが必要であり 割高な工事を阻止するためには 官公需法を撤廃して地元業者保護政策をやめるべきだ

ても自分たちの事業を優位に見せたいという思惑が働きがちであり、中立的な第三者がガイドラインを設定する必要がある。ガイドラインの設定には専門性(経済学に加えて交通工学や河川工学等の関係工学分野)が要求される。また、設定する内容は、割引率、人命の価値の評価、リスク分析手法、評価手法の選択、公表の範囲と実施のタイミングなど、多岐にわたる。したがって、専門的な研究者を交えた委員会方式が必要である。また、霞ヶ関の官庁組織は、省益をめぐるしがらみによって、公正な判断が困難である。行政改革委員会「最終意見」の提言にあるような民間人主体の第三者機関がその役割を担う必要がある。

第三に、各省が行なう費用対効果分析を収集し、それらを比較検討する必要がある。 ガイドラインの設定に携わる省庁横断的な第三者機関がこの役目を果たすべきである。 このような比較検討による評価が予算配分などに反映されることで、無駄な事業から便 益の高い事業への転換が進むことになる。

公共工事における地元業者保護政策は 深刻な問題をもたらしている

公共工事の発注にかかわる問題で改革が必要なものは多いが、なかでも最も重要で深刻な問題を引き起こしているのは地元中小業者保護政策である。たとえば、舗装業界における「上請け」問題がある。「上請け」は、地元中小業者が元請業者として受注した工事を大手企業に対して下請けに出すことである。「上請け」が問題になるのは、元請業者である中小業者がなんら有益な役割を果たさず、単に中間マージンを取っているだけの場合(「丸投げ(一括下請負)」のケース)が多いからである。上請けに出す元請業者は丸投げの場合でもかなりの(たとえば2割)のマージンを取ることができるといわれている。地元業者保護をやめれば、この中間マージンの分だけ公共工事のコストを低下させることができ、納税者の負担が軽減される。

上請けが発生する原因は、官公需法、ランク制、指名競争入札の3つである。官公需法は中小企業への事業発注比率の目標を設定する。この目標を達成する手段が、ランク制である。日本のランク制では、ランクが上の大手業者は発注金額が小さい工事には参加できない。したがって、工事を細分化して、発注金額を小さくすれば、大手企業を入札から排除することができる。さらに、指名競争入札制度では、発注者が指名業者選定の絶対的権限を持っており、地域外の業者を指名しないといったことが広く行なわれている。

「上請け」問題の解決策はきわめて単純であり、官公需法、ランク制、指名競争 入札制の3つを廃止することである。こういった方向での入札制度改革が望ましい が、日本の発注システム全体を大きく変えることになるので、これらすべてを短期 間に実現することはむずかしい。しかし、少なくとも官公需法の撤廃は国会がその 気になれば十分可能である。また欧米諸国のように、国からの補助が出ている公共 事業について地元業者優遇を禁止することも、短期的な対応として可能である。

上請け」

地元中小業者が元請業者として受 注した工事を大手企業に対して下 請けに出すこと。

[上請けが発生する原因]

- ①官公需法
- ②ランク制
- ③指名競争入札

[官公需法=官公需についての中小 企業者の受注の確保に関する法律 (昭和41・6・30)]

(第1条) この法律は、国等が物件 の買入れ等の契約を締結する場合 における中小企業者の受注の機会 を確保するための措置を講ずるこ とにより、中小企業者が供給する 物件等に対する需要の増進を図り、 もって中小企業の発展に資するこ とを目的とする。

公共事業改革

Intellectual Cabinet No. 6



1999.4.1

公共事業と地方

宫脇 淳 北海道大学法学部教授

みやわき・あつし

「開発」には2つの意味がある。第1は、切り開くこと。第2は、引き出すことである。成長志向、都市化志向のなかでこれまでの開発は、所得再配分的性格として切り開くことに重点がおかれ、地域ごとの活力を引き出す点に関しては、国、地方ともに充分な配慮を行なってきたとは言いがたい状況となっている。そのことが社会資本の画一的性格を強め、経済社会の成熟化とともに所得再配分的性格を強め外部経済効果等の懐妊期間を著しく長いものとし、さまざまなコスト等による財政負担を累積させてきた。

「切り開く社会資本」から 「地域の価値を引き出す社会資本」に転換する必要がある

成長志向、都市化志向の再検討が求められるなかで、従来の開発体質が財政悪化を加速させ、地方経済や企業活力を奪う一因となっている。昨年来の景気対策によって従来型の公共投資が拡大され、公共事業依存が高い地域では、一時的に景気底入れ感が強まりつつある。しかし、そのことは地域経済にとって一過性の所得確保にとどまり、99年度後半には景気の息切れと、さらなる財政負担を求める悪循環を招き、行財政のシステミックリスクを顕在化させる危険性がある。地方経済の期待成長率を構造的に引き上げるには、地方と公共事業のかかわり方を抜本的に見直し、「切り開く社会資本」から「地域の価値を引き出す社会資本」に転換する必要がある。

もちろん、抜本的な見直しには、地域振興を目的に複数の中央省庁所管で設けられた 補助金を自由財源としてプールする形態に改めること、さらには所得税や法人税等の直 接的地方財源化など地域主権を強化し、地域の自律の実現、財政錯覚からの脱却を果た す制度設計が必要となる。しかし、そうした制度設計を待つだけでは、行財政のシステ ミックリスクは深まるばかりである。

社会資本整備のコストを ライフサイクルとして捉えることが必要である

社会資本を地方から自主的に転換するためには、社会資本整備のコストをライフサイクルとして捉えることがまず必要である。国からの補助金は、①画一的規格への拘束、②縦割りの弊害に加え、③イニシャルコストへの補助を中心としているため、完成した後の維持管理、運営、更新、そして廃棄等プロジェクトとしてのランニングを含めた社会資本としてのライフサイクルコストを軽視する体質をもっている。

建設に関しては国からの補助金や地方債の元利償還に対する交付税措置など地方財政の負担を極力軽減する措置がとられるものの、完成した後のコストに対しては、地方自治体自らの負担となる。この仕組みは、地方自治体に対して社会資本建設の政策判断を質・規模両面で安易なものとする半面、完成後のコスト負担を予想以上に大きくし、財政運営を圧迫する。つくることに偏重した公共事業の体質を生み出し、マッチポンプ型事業誘致へのモラルハザードを繰り返す。その結果、一過性の所得に依存する不安定な地域雇用の構造と地域に適用できない社会資本を堆積させる。

こうした状況から脱皮するには、地方の政策判断において社会資本整備のイニシャルコストだけでなくライフサイクルコストの把握に努力し、その結果を予算編成に反映さ

1999 年度後半に向けて景気の息切れと、さらなる財政負担を求める悪循環を招き、行財政のシステミック・リスクを顕在化させる危険性がある。

[財政錯覚からの脱却を果たすため の制度設計]

- ①地域振興を目的に複数の中央省 庁所管で設けられた補助金を自 由財源としてプールする形態に 改めること。
- ②所得税や法人税等の直接的地方 財源化など地域主権を強化し、 地域の自律を実現すること。

[補助金の問題点]

- ①画一的規格への拘束
- ②縦割りの弊害
- ③イニシャルコストへの補助が中心で、ランニングコストを含めた社会資本としてのライフサイクルコストを軽視

地方経済の期待成長率を構造的に引き上げるには 所得再配分的性格を中心とした地域と公共事業のかかわり方を抜本的に見直し 成長志向・都市化志向の「切り開く社会資本」ではなく 「地域の価値を引き出す社会資本」という考え方への転換が必要である

せる仕組みを積極的に持つことが求められる。ライフサイクルの財政負担を視野に入れれば、地域にあった質と規模の社会資本を自主的に形成するほうが、財政的にも全体としての負担を軽減する結果となる場合が多い。ライフサイクルコストの情報を行政と住民が共有することで、整備すべき社会資本の質と規模、そして整備手法の多様化を論議する姿勢が必要である。

評価尺度の導入は 財政的投資効率を追求することを可能にする

予算編成、財政運営において、より広い視野での情報と価値尺度を持つことも重要である。そのためには、公的会計への企業会計的価値尺度ならびに戦略的管理会計要素の導入が不可欠となる。予算の単年度主義、現金主義とも重なり合い、現行の公的会計では減価償却の概念が軽視され、時のコスト、機会コストなどの概念も欠落している。

こうした評価尺度の導入は、社会資本整備を建設工事と捉えるのではなく、運用することも含めた一貫したプロジェクトとして捉え、財政的投資効率を追求することを可能にする。そのことは、社会資本整備の手法の多様化を可能にし、公益性、政策性があるとされてきた分野においても民間が主体となって社会資本整備を展開できる仕組みの追求へと広がる。また、少子化・高齢化など行政を取り囲む環境が急速に変化するなかで、建設する社会資本の機能の多様化、将来に向けた転用の可能性を常に視野に入れることも可能となる。社会資本整備をライフサイクルそしてプロジェクトとして再認識することで、設計段階から管理運営、転用・破棄に至るまで、全体として税金投入の効率性を追求する。

信頼性評価と計画の公益性の観点から 「計画担保責任」を論理立てることが重要となる

さらに求められる点は、社会資本整備をめぐる「計画の位置づけ」の再検討である。 国家的大規模事業から市町村の工業団地等にいたるまで、人口推計や国・地方自治体の 定めた計画によって、個別の事業展開の多くの面が実質上拘束される。

従来の行政計画は、①行政作用法ではなく、組織設置上の授権に基づく策定が主体であり、行政による裁量権と委任立法が広範に認められるため責任所在の不明確性が強まること、②行政立法と行政処分の中間的位置づけにあり、行政計画は取消訴訟等では基本的に処分性がないとされる一方、現実の行政活動におけるインフォーマルな計画拘束力は強く、現実との乖離が生じやすい、という特質を持っている。したがって、③計画の変更に対して、信頼性評価と計画の公益性の観点から「計画担保責任」を論理立てることが重要となる。

社会資本整備の問題として、常に環境変化が指摘される。しかし、この点は環境変化を自己問題として捉えることができない整備システム自体に問題の本質が内在している。中央省庁の役割として、企画立案機能への特化が求められている。その際、地域主権そして計画責任の明確化への努力が求められる。

[行政作用法] 行政機関の活動を律する法律

[行政立法]

具体的な処分の形ではなく、一般的・抽象的な規範として定めること

[行政処分]

通常、行政機関が公権力の行使等として国民に具体的事実に関して 法的な規制を行なうこと。法律に 基づいて行政機関が権利の設定や 義務を命じる行為であり、取消訴 訟では、処分の取消を求める場合、 当該行為の処分性が前提となる

公共事業改革

森杉壽芳東北大学大学院情報科学研究科教授もりすぎ・ひさよし

平成10年度に、日本の行政史上初めて、外部の人による公共事業の再評価が実施された。これは、政府の説明責任、情報開示、透明性の推進という観点からは、注目に値する社会的実験である。その再評価の事後評価については、地方公共体、政府および公団ともまだ発表していないが、ここでは、個人的に参加した経験にもとづいて、公共事業の評価のあり方を探ってみたい。

部門ごとの対象事業一覧表の中から選出して 公共事業の再評価が行なわれた

公共事業評価監視委員会が行なった今回の再評価の対象事業は、公共事業担当4省庁、公共事業担当の公社公団、都道府県および政令都市の公共事業担当部局の所管する事業であり、具体的には、事業認可後5年間以上着手されていない事業、および事業着手後10年以上経過しても供用が開始されていない事業である。各部局に10名弱の学識経験者からなる再評価委員会が組織され、ここで、事業の継続または中止(休止)の判断を行なっている。新聞報道によると、全国の都道府県で約1%の事業に対して中止(休止)の勧告がなされており、委員会の態度は及び腰であったと、批判している。

委員会での具体的な審議の概要は、以下のとおりである。まず、事務局より、道路、河川、土砂災害、公園、下水、林道、漁港などのように部門ごとの対象となる事業の一覧表が示され、この中から、詳細審査の対象とする事業を選出することになる。すべての事業を詳細に審査することは、時間的にも労力的にも不可能に近いためである。

そして、選出した事業について、事業の概要、進捗状況、事業を取り巻く社会環境、費用便益分析結果、代替 案の検討、コスト削減策を記載した資料に基づく説明を 受け、討議の上、委員会の見解を決定することになる。

委員会そのものの公開の程度は、部局によって異なる。 委員会を公開とし、聴講を認めている場合もあれば、委 員会の討議は非公開であるが討議された資料と結論につ いては公開としている場合もある。しかし、全国的にみ て、ほとんどすべての委員会が以上のどちらかの公開制 をとっていたと思われる。

審査対象事業の抽出方法や費用便益分析には課題が残るものの

説明責任、情報の開示という点で一歩前進したと評価したい今回の公共事業再評価の試みは、評価のあり方に多くの教訓を与え



審査対象事業の抽出方法や 社会情勢に関する事務局の記述に問題がある

さて、今回の事業再評価方式における問題点をまとめてみると以下のようになる。第1に、詳細審査の対象とする事業の抽出方法である。多くの委員会では、一覧表に記載されている事業のうちで、進捗率が低い、総事業費が大きい、費用便益比が低い、などを参考に選出したものと思われる。しかし、選出した事業でよいのか、という不安がつきまとったことは否めない。たとえば、広報やインターネットのホームページなどを利用して、詳細審査を望む世論の声を吸い上げる方法もあると思われる。事実、ある政党のパンフでは、具体的に事業名を挙げて「これこれの事業は税金の無駄使いだ」というキャンペーンを行なっていた。このような間接的な提案を含めて、世論からの再審査対象事業の提案が今後望まれる。

第2に、事業を取り巻く社会情勢に関する事務局の記述である。たとえば、道路であれば交通量、現道の状況、周辺住民の要望、河川事業であれば過去の洪水や渇水の発生状況などについては、新聞報道や現地写真などを使い、わかりやすく説明されていたと判断している。しかし、地元の市町村長の見解、住民反対運動の有無、大きな環境問題の有無などについてはほとんど触れられていなかった。もちろん、担当者はこのような事業推進に直接・間接障害になる事項を詳しく報告することに消極的になるだろうが、そのような情報の開示を阻害する要因を克服するためにも、広く世論にその事業の実体に関する情報の提供を促す仕組みが必要であるものと痛感した。

費用便益分析には多くの重要な課題があり 代替案検討とコスト削減策も問題だ

第3は、費用便益分析であり、ここには多くの重要な課題がある。まず、現状では、多くの事業について、費用便益分析のマニュアルが整備されていないことである。 筆者の知るかぎり、曲がりなりにも、道路、鉄道、河川、海岸、下水、港湾事業、各種農林関連事業に関しては整備されているが、他の事業に関しては、未整備であり、そのため、その効果に関する定性的な記述すらない。マニュアルの未整備な事業についても、一般的に考えられ る効果を記述し、そのうちで、貨幣タームでは計測が困難でも定量的に計測が可能なものについては計量的に示し、困難な項目については定性的にでも記述するという基本方針であるべきであると考える。

また、マニュアルの整備された事業には、費用便益分析の結果が記載されているが、その背景にあるデータに関する記述がほとんどないため、結果の妥当性を判断することを著しく困難にしている。マニュアルによっては、まとめとして、被災確率の想定、交通量、将来人口、関連地域の土地利用状況、原単位などに関してとりまとめるように指示している場合もある。より信頼を得るようなバックアップデータの開示が必要である。さらに、この分野は、特に専門性を必要とする分野であるから、必要ならば、この分野の専門家を委員として特命し、事前に審査をした上で委員会に提出するという仕組みも検討に値するものと思われる。

第4は、代替案の検討とコスト削減策である。この項目は、現計画と同じ効果を生むと思われる代替案を提示し、それぞれの事業費の概算を行ない、事業費の比較により、現計画の妥当性を検討することおよび現計画のコスト削減策の検討を意図している。たとえば、ダム事業の場合には、引き堤、河道掘削、放水路、堤防嵩上げなどが、代替案として提示されることになる。

この例からもわかるように、これらの代替案の詳細な 検討は、高度の専門的知識を必要とし、かつ、その検討 には多くの時間と労力を必要とする。このため、現行の 委員会方式で代替案の正確な検討をすることは不可能に 近い。したがって、費用便益分析と同様、特命委員制導 入も検討に値するものと考えられる。

以上のように、詳細審査対象事業の抽出方法、事業をとりまく社会情勢の記述、費用便益分析マニュアルの整備、コスト削減策の検討などのあり方に改善の余地はあるものの、今回の公共事業再評価の試みは、評価のあり方に多くの教訓を与えたこと、さらに説明責任、情報の開示という点で、一歩前進したと評価したい。

政策論争レヴュー

金融政策とマクロ経済学の限界

1930年代の大不況の解消に関する代表的な研究はクリスティーナ・ローマー (UCバークリー校教授)の「大不況終焉の理由」(『ジャーナル・オブ・エコノミック・ヒストリー』1992年12月)である。ローマーは、米国の景気回復は財政刺激策ではなく金融緩和策によることを指摘している。今日では、この点に関しては通常の経済学の教科書から学ぶことができ、オリビエ・ブランチャード(MIT教授)の『マクロ経済学』(1997年、第20章)が参考になる。

大不況の教訓との関連において「流動性のワナ論」で注目されているのがポール・クルッグマン(MIT 教授)の「日本のスランプと帰ってきた流動性のワナ」(『ブルッキングズ・ペイパーズ・オン・エコノミック・アクティビティ』 1998 年第2号)である。この論文は、マクロ経済学の観点からいえば「流動性のワナ」論ではなく、「期待」と「政策に対する信頼性」を問題にしたものとして理解すべきである。「期待」は「政策に対する信頼性」に依存し、「政策に対する信頼性」に問題が生じていることは、これまでの金融政策が間違っていたことを意味する。したがってクルッグマンは、「無責任になる約束」を果たすことで信頼性を回復せよという。

クルッグマン流の金融緩和策については、リチャード・カッツ(『オリエンタル・エコノミスト・レポート』上席編集長)が、インフレーションを引き起こすことがいいことだとしても、中

央銀行が果たして期待どおりにインフレを生じさせることができるかどうかはわからないし、過剰生産能力下の不良投資促進策にすぎないと指摘している(『チャレンジ』1998年3・4月号)。

金融政策に関してもう一つ大きな話題になっていることは「ルールか裁量か」という古くて新しい問題である。グレゴリー・マンキュー(ハーバード大学教授)は、標準的な教科書として定評のある『マクロ経済学』(1997年)で、今日では金融政策に関してはルールに基づくべきだという議論が優勢になっていると指摘している。一つの大きな理由は「政策当局者が約束を破る」という「時間不整合問題」を避けるためである。ルールとしては(1)貨幣成長率、(2)価格水準、(3)名目GDP成長率を中間目標とするという案があるが、どのルールが優れているとは現時点ではいえない。

ルール優勢論に対してはクリスティーナ・ローマーとデービッド・ローマー (UCバークリー校教授) が経済学者、政策当局者、政治家および有権者の経済知識が不完全な場合、裁量政策のほうが優れていることを「通貨安定性のための機関」(『NBERワーキングペイパー』No.5557、1996年5月)で指摘している。

根本的な問題は、マクロ経済学の研究が政策科学としては初期の開発段階にあることである。

(服部 彰/福岡大学商学部教授)

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50 音順)

 香西 泰 島田晴雄
 浅見泰司
 伊藤元重
 大田弘子
 篠原総一
 田村次朗
 中馬宏之

 竹中平蔵
 池尾和人
 岩田一政
 北岡伸一
 清家
 篤
 本間正明
 吉田和男

伊藤隆敏 浦田秀次郎 榊原清則 田中明彦 船橋洋一 若杉隆平

研究事業部から

米国の APPAM(Association for Public Analysis and Management)は、公共政策に関わる実務家の交流の場として大きな役割を果していますが、日本でもこの4月に「政策分析ネットワーク(仮称)」という組織が設立されます(事務局は本財団内に設置)。この組織は、政

策研究・政策分析の質的・量的発展を図り、それを日本および世界の政策運営の発展に役立たせることを目的としており、政策研究マインドを有する大学やシンクタンクの研究者、官僚や政治家、ジャーナリスト等が自由な立場で議論し、交流し、政策の質的向上を図る場と

して機能します。その場を通じて、日本でも政策の専門家集団「ポリシー・インテレクチュアルズ」(policy intellectuals)が形成されることが期待されます。

本財団は日本でのそのような活動の 必要性を痛感し、同ネットワークのさ まざまな活動を支援、協力します。(T)

Intellectual Cabinet No.6

1999年4月1日発行

(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

© 1999 Global Foundation for Research and Scholarship

発行 国際研究奨学財団研究事業部

〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 10 階

TEL.03-3502-9438 FAX.03-3502-9439

発行人 竹中平蔵

編集人 堀岡治男

編集協力 中田雅与 デザイン 川崎登

印 刷 精文堂印刷株式会社